

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月25日から同年12月25日まで
昭和22年4月20日にA事業所に採用され定年退職するまで正社員として勤務した。給料明細書もあり、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額及び申立人に係る昭和24年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成10年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月16日から同年9月16日まで

平成10年6月の後半にA事業所に就職し、2か月の試用期間を経て、8月16日からは正社員として継続して勤務していた。所持している平成10年9月分(8月16日から9月15日までの分)の給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録では、資格取得日が同年9月16日とされ、被保険者期間が1か月となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及びA事業所が保管するタイムカードから、申立人が申立てに係る事業所に平成10年8月16日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、事業主が保有している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が平成10年9月16日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、同年2月から同年4月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 5 月から 22 年 5 月 1 日まで
② 昭和 23 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 18 年 5 月に C 事業所（昭和 19 年 9 月に A 事業所に一部統合）に就職し、30 年 6 月 1 日に A 事業所 D 出張所を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 事業所 B 営業所に係る勤続 10 年の表彰状及び申立人の当時の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務し（昭和 23 年 5 月 1 日に A 事業所 B 営業所から同事業所 D 出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所 B 営業所における社会保険事務所の昭和 23 年 1 月の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人の同僚の証言及び勤続 10 年の表彰

状から申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が昭和 18 年 5 月に就職した C 事業所及び 19 年 9 月に C 事業所の一部が統合された A 事業所 B 営業所は、それぞれ、26 年 3 月 1 日及び 22 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、両事業所の後継会社は、「当時の両事業所の関係書類は保存されていないため詳細は分からない。」と回答しており、申立人の同僚からも申立期間①に係る厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 21 日から 45 年 9 月 1 日まで
② 昭和 52 年 1 月 21 日から 59 年 6 月 18 日まで

申立期間①についてはA事業所において、申立期間②についてはB事業所において、それぞれ、建具職人として勤務していたのに、いずれの期間も厚生年金保険に加入していないこととなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の事業主の子の証言から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の当時の事業主は既に死亡している上、申立人の同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等についての具体的な証言が得られず、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①の中の昭和 43 年 4 月 27 日に国民年金に加入し、同年同月から 45 年 8 月までの国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

2 申立期間②については、当時の事業主の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主及び申立人が証言する従業員の規模等から、申立てに係る事業所は厚生年金保険の強制適用事業所に該当せず、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の当時の事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、申立人は、申立期間②の中の昭和 52 年 1 月 27 日に国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 568 (事案 90 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

高校を卒業し、母親の同級生が社長をしているA事業所に勤務した。厚生年金保険の加入記録は、昭和 32 年 5 月からの加入となっているが、同事業所での 5 月分の給与を受け取らず、4 月分の給与を受け取っているため、厚生年金保険の加入記録を同年 4 月に訂正してほしいと申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。今回、新たな資料として兄及び当時の上司の兄弟が申立期間について勤務していたことに関して証言した文書を提出するので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立てについては、①A事業所に昭和 32 年 4 月から就職した申立人と同年齢の従業員に係る厚生年金保険の資格取得日をみると、申立人と同様、32 年 5 月 1 日となっており、A事業所が 4 月採用の従業員については、5 月から厚生年金保険へ加入させていたことがうかがえる、②申立人は、A事業所から給与を受け取ったのは、1 回のみとしていることから、同事業所が 5 月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していることが推認される等として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間について、勤務していたことを証明する新たな資料として兄及び当時の上司の兄弟が勤務期間について証言している文書を提出したが、同文書から申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる記載は見当たらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 6 月 1 日から 14 年 12 月 1 日まで
② 平成 15 年 10 月 1 日から 17 年 4 月まで

平成 10 年 4 月から 17 年 4 月まで A 事業所に勤務し、B 業務等に従事していた。最初の 2 か月間は試用期間であり、平成 10 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間が未加入期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A 事業所が保管している賃金台帳、所得税源泉徴収票及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所が保管している所得税源泉徴収簿（平成 10 年）及び賃金台帳（平成 11 年 1 月から 14 年 12 月まで）から、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できるほか、事業所所在地の市が保管している給与支払報告書（平成 13 年分と 14 年分）においても、申立人の厚生年金保険料の控除の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 上記の市が保管する給与支払報告書（平成 15 年分）及び確定申告書（平成 15 年及び 16 年分）から、申立人は、申立期間②のうち、平成 15 年 10 月から 16 年 12 月まで A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同事業所の事業主は、「申立人は、平成 15 年 10 月以降、請負契約で仕事をしてもらっていたので、社会保険には加入させていない。」と証言している。

また、給与支払報告書（平成 17 年分）から、申立人は、平成 17 年中は申立てに係る事業所から給与を得ていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、同期間の国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間②を含む平成 15 年 10 月 1 日から 18 年 9 月 2 日まで国民健康保険にも加入している。

- 3 このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月12日から29年10月31日まで
A事業所B工場で勤務した昭和24年4月12日から29年10月31日までの期間について、脱退手当金を受給していることになっている。退職時に事業所から脱退手当金制度について説明もなく、請求した記憶もない。申立期間に係る脱退手当金を受給していることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人の被保険者番号の前後(90人)の被保険者で、申立人の被保険者資格の喪失日である昭和29年10月の前後2年以内に被保険者資格を喪失した女性7人のうち、6人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、6人全員について資格喪失日から約1か月以内に支給決定が行われており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと推認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和30年1月11日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に加えて脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から36年6月7日まで
知人の紹介で昭和32年11月から36年6月までA事業所に勤務し、B事業所内の現場で様々な雑務の仕事をしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか記憶にないが、申立期間において、家族ともども病院にかかった記憶があり、健康保険証を持っていたと思うので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が当時主任であったと記憶している同僚の記録があることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の総務担当者は、「当事業所が保管する雇用台帳に申立人の記録は無い上、申立人が一緒に仕事をしたとする同僚6人の記録も無い。当時は、日々雇用の労働者を多く採用しており、日々雇用の労働者は、日雇労働者健康保険に加入させており、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人は、「就職した当初は、手帳（日雇労働者健康保険被保険者手帳と思われる。）に印紙（健康保険印紙と思われる。）を貼付していたように記憶している。」と供述していることから、申立人は申立期間について、日雇労働者健康保険の被保険者であったと推測される。

さらに、前述の同僚6人についても、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立てに係る事実を推

認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 17 日から 55 年 6 月 16 日まで
昭和 54 年 9 月から平成 9 年 4 月まで A 事業所 B 出張所に勤務し、C の仕事をしており、所持している年金手帳にも、厚生年金保険の被保険者になった日が昭和 54 年 9 月 17 日と記載されているのに、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A 事業所 B 出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所 D 工場が保管している A 事業所健康保険組合の被保険者個人台帳の記録から、申立人は健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を昭和 55 年 6 月 16 日に取得していることが確認でき、この記録は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

また、A 事業所 D 工場が保管している申立人の従業員カードには、「昭和 54 年 9 月 17 日入社」と記載があるが、当時の同僚は、「申立人は採用から何か月間はパート従業員であった。」と証言しており、申立人が、パート従業員として一緒に採用となったとする同僚も申立人と同じく昭和 55 年 6 月 16 日に厚生年金保険に加入している。

なお、申立人が所持する年金手帳に記載されている厚生年金保険の被保険者になった日が上記の入社日と一致している事情については不明である。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 4 月から 55 年 6 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月ごろから27年12月ごろまで
昭和25年12月ごろから27年12月ごろまでA事業所に正規職員として就職し、会計事務の仕事をしていた。申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否か憶えていないが、申立期間について、厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の記録があることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、この被保険者名簿に申立人が一緒に庶務関係の仕事をしていたとする同僚（給与、社会保険担当）の記録が無いことから、当時、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A事業所は当時の資料を保存しておらず、申立人と一緒に庶務関係の仕事をしたとする同僚は既に死亡している上、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。